第106期

定時株主総会
招集ご通知

日時　2021年６月25日（金曜日）
午前10時

場所　東京都千代田区西神田三丁目２番１号
住友不動産千代田ファーストビル南館
ベルサール神保町３階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

CONTENTS

第106期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
提供書面	
事業報告	14
連結計算書類	35
計算書類	38
監査報告書	41

片倉コープアグリ株式会社
証券コード：4031

証券コード　4031
2021年６月８日

株　主　各　位

東京都千代田区九段北一丁目８番１０号
片倉コープアグリ株式会社
代表取締役社長　小　林　武　雄

第106期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第106期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が要請される事態に至っております。この事態を受け、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施したうえで、開催させていただくことといたしました。**
**　株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。**
**　なお、当日ご出席いただくほかに、次のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

■書面（郵送）による議決権の行使
**　同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2021年６月24日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。**
■電磁的方法（インターネット）による議決権の行使
**　後記（４頁）の「パソコン用サイトにおける議決権行使の方法」及び「スマートフォン専用サイトのご案内」をご高覧のうえ、2021年６月24日（木曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**
**　議決権行使書の郵送とインターネットによる手続の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとさせていただきます。**
**　また、ご出席される株主様におかれましては、マスクの常時着用とアルコール消毒剤の使用及び検温をお願いいたしますので、ご協力のほどお願い申しあげます。**

なお、体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声がけして入場をお控えいただくことがございますので、ご理解とご協力のほどお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2021年６月25日（金曜日）午前10時（午前９時から受付開始）

2．場　　所　東京都千代田区西神田三丁目２番１号
住友不動産千代田ファーストビル南館　ベルサール神保町　３階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項
1．第106期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第106期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　取締役９名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎提供書面のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.katakuraco-op.com）に掲載することにより、株主の皆様にご提供いたしております。
なお、監査報告書を作成するに際して監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類には、提供書面記載のもののほか、当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.katakuraco-op.com）に掲載する「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。
◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.katakuraco-op.com）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使方法には以下の3つの方法があります。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会に当日ご出席いただける場合

株主総会開催日時

2021年6月25日（金）
午前10時（受付開始 午前9時）

総会会場（ベルサール神保町）の所在場所は裏表紙「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

＊当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため、「本招集ご通知」を当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。

代理人様のご出席について

＊株主様以外の方は株主総会にご出席いただけません。代理出席の場合、代理人の方も議決権を有する株主様である必要があります。代理人様として行使する議決権行使書用紙及び代理権を証明する書面に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出ください。

株主総会にご出席いただけない場合

1 郵送による議決権行使の場合

行使期限

2021年6月24日（木） 午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、上記期限までに到着するようご返送ください。郵送の際は同封の記載面保護シールをご利用ください。

＊議決権行使書用紙に、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

2 インターネットによる議決権行使の場合

行使期限

2021年6月24日（木） 午後5時30分まで

当社指定の「議決権行使ウェブサイト」にアクセスし、議案の賛否をご入力のうえ、上記期限までにご送信ください。

【議決権行使ウェブサイトURL】
https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

詳しくは次頁をご覧ください。

パソコン用サイトにおける議決権行使の方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

● 検索サイトで検索

議決権行使 みずほ　検索

または

● 議決権行使サイト
https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

●下記QRコードからのアクセスも可能です。

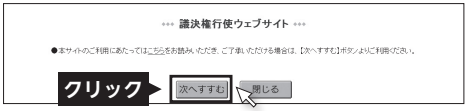

2 ログイン

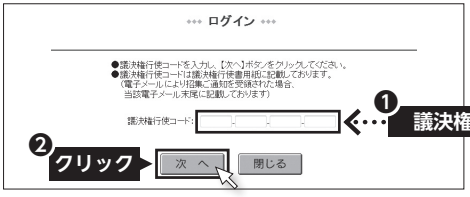

3 パスワードの変更

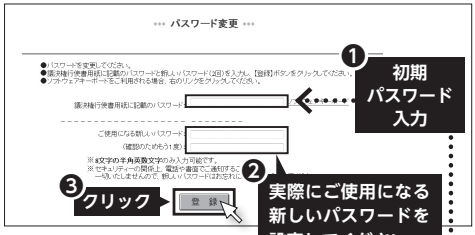

●議決権行使書

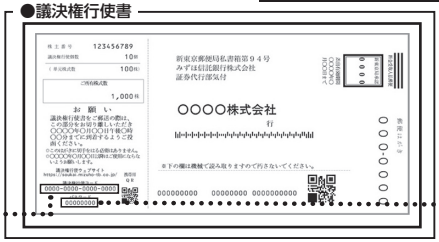

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力願います。

スマートフォン専用サイトのご案内

スマートフォンをお持ちの株主様は、送付した議決権行使書用紙に記載のQRコードをスマートフォンで読み取り、ID・パスワードを入力することなく専用サイトにログインし、議決権をご行使いただけます。

詳細は右の図をご参照ください。

※QRコード®読取によるログインでの議決権行使は１回のみ可能です。

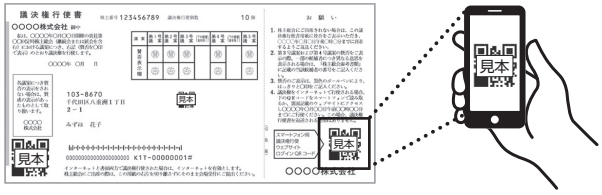

議決権行使における注意事項

(1) 郵送とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使とさせていただきます。
(2) インターネットで複数回数議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使とさせていただきます。
(3) インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

お問い合わせ先について

(1) 議決権電子行使に関するパソコン・スマートフォン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
電話　**0120－768－524**（フリーダイヤル）（平日　9：00～21：00）

(2) 上記（1）以外の住所変更等に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行　証券代行部
電話　**0120－288－324**（フリーダイヤル）（平日　9：00～17：00）

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の経営環境の変化を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたしたいと存じます。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金50円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は449,866,250円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年６月28日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役９名選任の件

現取締役全員（９名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役９名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日) 選任区分	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	小林（こばやし）　武雄（たけお） (1957年12月19日生) 再任 〔取締役会出席回数〕 10回/10回 (2020年6月26日就任以降)	1981年４月　丸紅株式会社入社 2002年11月　同社国内電力事業部長 2009年４月　丸紅台湾会社社長 2011年４月　丸紅株式会社執行役員名古屋支社長 2013年４月　同社執行役員秘書部広報部担当役員、広報部長、CSR・環境委員会委員長 2015年４月　同社常務執行役員紙パルプ本部長 2018年４月　同社常務執行役員素材グループCEO 2019年４月　同社常務執行役員生活産業グループCEO 2020年６月　当社顧問 2020年６月　代表取締役社長（至現在）	1,533株
	(取締役候補者とした理由) 小林武雄氏は、丸紅株式会社常務執行役員としてグループＣＥＯ等を歴任し、商社の多角的な事業活動の豊富な経験と高度な知識や、企業経営における幅広い経験と知識を有していることから、当社の取締役として引き続き適切に職務を遂行していただけるものと判断いたしました。		

<table>
<tr><th>番号</th><th>氏名
(生年月日)
選任区分</th><th>略歴、当社における地位、担当及び
重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>橘田安正
(1962年4月29日生)
新任
〔取締役会出席回数〕
－回/－回</td><td>1985年4月　全国農業協同組合連合会入会
2014年3月　同会肥料農薬部関東肥料農薬事業所長
2016年4月　同会営農販売企画部営農企画課長
2017年4月　同会耕種総合対策部次長
2019年4月　同会山梨県本部副本部長
2021年4月　当社顧問（至現在）</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">(取締役候補者とした理由)
橘田安正氏は、当社の主要な取引先である全国農業協同組合連合会耕種総合対策部次長、山梨県本部副本部長等を歴任し、肥料事業に深くかかわり、豊富な業務経験と高度な専門知識を有しております。同氏は、豊富な経験に基づく実践的な視点から事業の基盤強化に向けて、当社の取締役として適切に職務を遂行していただけるものと判断いたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>一條龍男
(1967年12月12日生)
再任
〔取締役会出席回数〕
11回/11回</td><td>1990年4月　当社入社
2010年4月　肥料業務部部長補佐
2011年4月　北海道支店次長
2014年4月　経営企画室長兼総務人事部次長
2015年10月　肥料業務部長
2018年4月　肥料本部副本部長
2019年6月　取締役執行役員（至現在）
肥料本部長（至現在）
2021年4月　肥料業務部長（至現在）</td><td>1,035株</td></tr>
<tr><td colspan="3">(取締役候補者とした理由)
一條龍男氏は、当社北海道支店次長、経営企画室長及び肥料業務部長を歴任し、肥料事業に深くかかわり、豊富な業務経験と高度な専門知識を有し、現在では取締役執行役員肥料本部長を務めております。同氏は、豊富な経験に基づく実践的な視点から事業の基盤強化に向けて、当社の取締役として引き続き適切に職務を遂行していただけるものと判断いたしました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>氏　　名
(生　年　月　日)
選　任　区　分</th><th>略歴、当社における地位、担当及び
重要な兼職の状況</th><th>所 有 す る
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>杉本　真（すぎもと　しん）
(1966年1月5日生)
再任
〔取締役会出席回数〕
10回/10回
(2020年6月26日就任以降)</td><td>1989年4月　農林中央金庫入庫
2003年7月　同金庫開発投資部部長代理
2005年2月　同金庫ニューヨーク支店長代理
2009年10月　同金庫債券投資部部長代理
2011年7月　同金庫営業第三部副部長
2015年7月　同金庫営業第四部主任考査役
2017年7月　同金庫シンガポール支店長
2020年4月　当社顧問
2020年6月　取締役執行役員（至現在）
業務システム室管掌
財経本部長（至現在）</td><td>459株</td></tr>
<tr><td colspan="3">(取締役候補者とした理由)
杉本　真氏は、当社の主要な取引銀行である農林中央金庫のシンガポール支店長等を歴任し、金融機関における豊富な経験と幅広い知見を有し、現在では当社取締役執行役員財経本部長を務めております。同氏は豊富な経験に基づく実践的な視点から事業の基盤強化に向けて、当社の取締役として引き続き適切に職務を遂行していただけるものと判断いたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>富田健司（とみた　けんじ）
(1963年8月31日生)
再任　社外
〔取締役会出席回数〕
10回/11回</td><td>1986年4月　全国農業協同組合連合会入会
2008年2月　同会肥料農薬部資材店舗推進室長
2012年2月　同会肥料農薬部中四国肥料農薬事業所長
2014年3月　同会肥料農薬部総合課長
2015年8月　同会生産資材部次長
2018年4月　同会生産資材部長
2019年4月　同会耕種資材部長（至現在）
2019年6月　当社取締役（至現在）

(重要な兼職の状況)
全国農業協同組合連合会耕種資材部長</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)
冨田健司氏は、当社の主要な取引先である全国農業協同組合連合会耕種資材部長の要職にあり、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行を行う上で、同氏の助言や参考意見を活かせることが期待できます。そのため、当社の社外取締役として引き続き適切に職務を遂行していただけるものと判断いたしました。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>番号</th><th>氏　　名
(生　年　月　日)
選　任　区　分</th><th>略歴、当社における地位、担当及び
重要な兼職の状況</th><th>所 有 す る
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>二井英一
(1962年11月29日生)
再任　社外
〔取締役会出席回数〕
11回/11回</td><td>1987年４月　丸紅株式会社入社
2011年４月　同社無機・農業化学品部長
2014年４月　同社化学品部門長補佐兼無機・農業化学品部長
2015年４月　同社素材グループ企画部長
2016年４月　同社参与、素材グループ企画部長
2016年10月　同社参与、農業化学品本部副本部長
2017年４月　同社執行役員
農業化学品本部副本部長
2017年６月　当社取締役（至現在）
2018年４月　丸紅株式会社アグリインプット事業本部副本部長
2019年４月　同社アグリ事業本部副本部長
2021年４月　同社常務執行役員
アグリ事業本部長（至現在）
（重要な兼職の状況）
丸紅株式会社常務執行役員アグリ事業本部長</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）
二井英一氏は、丸紅株式会社常務執行役員アグリ事業本部長として、総合商社における農業化学品部門の豊富な情報と幅広い見識を活かした客観的な立場からの専門的な助言など、当社経営に資するところが大きいことから、当社の社外取締役として引き続き適切に職務を遂行していただけるものと判断いたしました。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>佐野公哉
(1955年３月８日生)
再任　独立　社外
〔取締役会出席回数〕
11回/11回</td><td>1977年４月　片倉工業株式会社入社
2008年１月　同社総務部長
2010年１月　同社小売事業部長
2010年３月　同社執行役員小売事業部長
2011年２月　同社執行役員経理部長
2013年３月　同社常務取締役経理部長
2014年12月　同社常務取締役
2015年３月　同社代表取締役社長
2017年６月　当社取締役（至現在）
2019年３月　片倉工業株式会社代表取締役会長
2020年３月　同社取締役会長（至現在）
（重要な兼職の状況）
片倉工業株式会社取締役会長</td><td>420株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割）
佐野公哉氏は、片倉工業株式会社取締役会長として、大会社の経営者として見識ある立場からの助言や外部からの経営に対する監督機能など当社経営に多面的に資するところが大きいことから、当社の社外取締役として引き続き適切に職務を遂行していただけるものと判断いたしました。同氏は片倉工業株式会社取締役会長の任についておりますが、取引関係の規模、性質に照らし合わせると当社への過大な影響はないことから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれのない独立性の高い社外取締役候補者であります。</td></tr>
</table>

番号	氏名 (生年月日) 選任区分	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
8	水島 啓介（みずしま けいすけ） (1955年1月16日生) 再任 独立 社外 〔取締役会出席回数〕 11回/11回	1979年4月　株式会社富士銀行入行 1983年10月　中央化成品株式会社入社 1987年9月　同社取締役 1990年4月　同社取締役副社長 1993年5月　同社代表取締役社長 2017年4月　同社代表取締役会長 2019年4月　同社取締役会長（至現在） 2019年6月　当社取締役（至現在） （重要な兼職の状況） 中央化成品株式会社取締役会長	0株
	（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 水島啓介氏は、中央化成品株式会社取締役会長として、化学品業界における業界情報や化学品メーカーとしての有用情報、参考意見など当社経営に資するところが大きいことから、当社の社外取締役として引き続き適切に職務を遂行していただけるものと判断いたしました。 また、同氏は中央化成品株式会社取締役会長の任についておりますが、当社と取引関係は無いことから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれのない独立性の高い社外取締役候補者であります。		
9	木村 武（きむら たけし） (1953年11月5日生) 新任 独立 社外 〔取締役会出席回数〕 －回/－回	1979年4月　農林水産省入省 1995年8月　同省野菜・茶業試験場環境部土壌肥料研究室長 2007年4月　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構中央農業総合研究センター研究管理監 2012年4月　同機構本部震災復興研究統括監 2014年4月　全国農業協同組合連合会肥料農薬部技術対策課技術主幹 2019年5月　一般社団法人日本土壌肥料学会常務理事（至現在） （重要な兼職の状況） 一般社団法人日本土壌肥料学会常務理事	0株
	（社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 木村　武氏は、日本土壌肥料学会の常務理事として、土壌肥料事業に深くかかわり、豊富な情報と幅広い見識を活かした客観的な立場からの専門的な助言など、当社経営に資するところが大きいことから、当社の社外取締役として適切に職務を遂行していただけるものと判断いたしました。 また、同氏は当社の主要取引先である全国農業協同組合連合会の肥料農薬部技術対策課技術主幹を務め、2019年3月に同会を退職し2年経過しており、出身会社の意向に影響される立場にないことから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれのない独立性の高い社外取締役候補者であります。		

(注) 1．候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2．冨田健司、二井英一、佐野公哉、水島啓介及び木村　武の５氏は、社外取締役候補者であります。
3．当社は、佐野公哉及び水島啓介の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、木村　武氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4．冨田健司氏は当社の特定関係事業者である全国農業協同組合連合会の業務執行者であります。
5．杉本　真氏は当社の特定関係事業者である農林中央金庫の出身者であります。
6．社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
(1) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
二井英一及び佐野公哉の両氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって４年になります。
冨田健司及び水島啓介の両氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって２年になります。
(2) 社外取締役との責任限定契約について
当社は冨田健司、二井英一、佐野公哉及び水島啓介の４氏とはすでに責任限定契約を締結しておりますが、４氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
木村　武氏の選任が承認された場合、同氏との間に責任限定契約を締結する予定であります。
契約の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限る。
(3) 冨田健司、二井英一、佐野公哉、水島啓介及び木村　武の５氏は、当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
(4) 冨田健司、二井英一、佐野公哉、水島啓介及び木村　武の５氏は、当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
(5) 二井英一、佐野公哉及び水島啓介の３氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
(6) 冨田健司、二井英一、佐野公哉、水島啓介及び木村　武の５氏は、当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
(7) 冨田健司、二井英一、佐野公哉、水島啓介及び木村　武の５氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
7．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役大平卓治及び井上英則の両氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役３名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案については監査役会の同意を得ております。

番号	氏名 (生年月日) 選任区分	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	大澤昌弘（おおさわまさひろ） (1958年２月27日生) 新任 〔監査役会出席回数〕 －回/－回	1981年４月　株式会社サン化学入社 2008年６月　コープケミカル株式会社八戸工場長 2010年６月　同社生産技術部長 2013年６月　同社取締役生産技術部長 2015年10月　当社執行役員関越支店長 2019年６月　取締役執行役員（至現在） 生産技術本部・筑波総合研究所・つくば分析センター管掌（至現在）	2,085株
	(監査役候補者とした理由) 大澤昌弘氏は、コープケミカル株式会社における取締役生産技術部長等を歴任し、豊富な業務経験と高度な専門知識を有し、また当社においては執行役員関越支店長、取締役執行役員を務めるとともに生産技術本部、筑波総合研究所、つくば分析センターを管掌しております。これらの豊富な専門知識と経験を活かした公正な監査を行う体制を確保するため、当社の監査役として適切に職務を遂行していただけるものと判断いたしました。		
2	宗和弘（そうかずひろ） (1962年4月21日生) 新任　社外 〔監査役会出席回数〕 －回/－回	1986年４月　全国農業協同組合連合会入会 2012年２月　同会営農販売企画部事業企画課長 2014年３月　同会営農販売企画部ＴＡＣ推進課長 2019年４月　同会耕種資材部中四国営農資材事業所長 2020年８月　同会耕種総合対策部長（至現在） (重要な兼職の状況) 全国農業協同組合連合会耕種総合対策部長	0株
	(社外監査役候補者とした理由) 宗　和弘氏は、当社の主要な取引先である全国農業協同組合連合会耕種総合対策部長の要職にあり、専門的分野において培った幅広い業務経験、見識を活かした監査を行っていただけることを期待し、当社の社外監査役として適切に職務を遂行していただけるものと判断いたしました。		

番号	氏名 (生年月日) 選任区分	略歴、当社における地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	井上 英則（いのうえ ひでのり） (1964年7月24日生) 再任 社外 〔監査役会出席回数〕 12回/12回	1988年4月　丸紅株式会社入社 2014年4月　同社営業経理部部長代理（至現在） 2017年4月　同社素材グループ企画部素材営業経理室室長 2017年6月　当社監査役（至現在） 2019年4月　丸紅株式会社食料・アグリ・化学品グループ管理部部長代理兼生活産業グループ管理部部長代理（至現在） （重要な兼職の状況） 丸紅株式会社食料・アグリ・化学品グループ管理部部長代理 兼生活産業グループ管理部部長代理兼営業経理部部長代理	0株
	（社外監査役候補者とした理由） 井上英則氏は、丸紅株式会社の要職にあり、総合商社における事業会社管理のノウハウを活かした監査を行っていただけることから、当社の社外監査役として引き続き適切に職務を遂行していただけるものと判断いたしました。		

（注）1．候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2．宗　和弘及び井上英則の両氏は、社外役員候補者であります。
3．社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
(1) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について
井上英則氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって４年になります。
(2) 社外監査役との責任限定契約について
当社は、井上英則氏とはすでに責任限定契約を締結しておりますが、井上英則氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
宗　和弘氏の選任が承認された場合、宗　和弘氏との間に責任限定契約を締結する予定であります。
契約の概要は、次のとおりであります。
・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善 意でかつ重大な過失がないときに限る。
(3) 宗　和弘及び井上英則の両氏は、当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
(4) 宗　和弘及び井上英則の両氏は、当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
(5) 宗　和弘及び井上英則の両氏は、当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定ではなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
(6) 宗　和弘及び井上英則の両氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
4．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第４号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって取締役を退任されます塚田　悟氏及び大澤昌弘氏並びに本株主総会終結の時をもって監査役を退任されます大平卓治氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の内規の定めに従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案は、事業報告に記載しております、当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿って、上記のとおり退職慰労金を支給することのご承認をいただくものであり、その内容は相当であると考えております。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
塚田（つかだ）　悟（さとる）	2018年６月　代表取締役専務執行役員（至現在）
大澤（おおさわ）　昌弘（まさひろ）	2019年６月　取締役執行役員（至現在）
大平（おおひら）　卓治（たくじ）	2017年６月　常勤監査役（至現在）

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

肥料業界におきましては、日本農業を取り巻く環境は、大規模生産者や農業法人が増加するなど構造に変化が生じてきているものの、農業従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の拡大、さらに新型コロナウイルス感染症の流行による外食・インバウンド需要の減少など厳しい状況にあります。また、相次ぐ大規模自然災害は農業従事者に甚大な被害をもたらしており、更なる肥料需要の減少が見込まれます。

化学品事業及び海外事業においても、新型コロナウイルスの流行による販売機会の喪失や事業進捗停滞の影響について注視しております。

このような情勢の下、当社グループは行政の対応に則り新型コロナウイルス等感染症への対策として、リモートワークの活用や時差出勤等の安全対策を実施しながら、2018年度を初年度とする中期経営計画（2018～2020年度）に基づき、次世代にふさわしい企業基盤構築を目指し各施策に取り組んでまいりました。

当社グループの主力である肥料事業では、政府や当社最大の取引先である全国農業協同組合連合会の生産資材価格引下げ施策により、業界内の価格競争に一層拍車がかかっております。このような状況下、日本農業へ貢献し続けることが当社グループの使命であり、多様化するニーズに対応すべく水稲用流し込み液肥「おてがるくんスーパー」等の農業従事者の施肥労力を軽減する機能性肥料の拡販や、気象変動の大きい環境下でも安定した生産性を確保するペースト肥料による水稲施肥技術の確立に取り組んでおります。

また、国内トップクラスの肥料メーカーとして、価格競争に対応すべく生産・販売の効率を上げるよう徹底したコスト削減を行い、収益基盤の強化に取り組んでおります。

化学品事業では、国内外の取引先に対しリモートワークも活用した営業活動に努め、化粧品原料や合成雲母において、当社独自の技術力を活かし顧客ニーズに沿った素材の機能性創出に注力しております。

不動産事業では、既存物件の賃貸及び遊休地の保有見直し等を行い、将来的な収益力強化と安定に向けた取り組みに努めております。

以上の事業活動の結果、当連結会計年度の売上高は35,444百万円（前年同期比5.6％減）、営業利益1,242百万円（前年同期比11.9％減）、経常利益1,260百万円（前年同期比8.6％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は829百万円（前年同期比5.5％減）となりました。

事業別の概況

各セグメント別の概況は以下のとおりです。

イ．肥料事業

肥料事業は、農業従事者の施肥労力を軽減する機能性肥料等、付加価値の高い品目を中心とした営業活動に努めたものの、販売数量の減少及び肥料価格の値下がりにより、売上高28,454百万円（前年同期比3.9％減）、セグメント利益は1,517百万円（前年同期比12.0％減）となりました。

ロ．化学品事業

化学品事業は、中国における化粧品原料の販売が好調に推移したものの、工業用リン酸や無機素材を中心に販売が減少したことにより、売上高4,745百万円（前年同期比12.6％減）、セグメント利益は395百万円（前年同期比4.5％減）となりました。

ハ．不動産事業

不動産事業は、渋谷駅前に有する物件の賃貸契約終了により賃料収入が減少し、売上高545百万円（前年同期比11.9％減）、セグメント利益は298百万円（前年同期比20.4％減）となりました。

ニ．その他の事業

その他の事業は、食品農産物の販売が好調に推移したものの、設備工事等の受注減、及び海外事業における先行費用の継続により、売上高3,000百万円（前年同期比3.8％減）、セグメント損失は47百万円（前年同期は41百万円の損失）となりました。

事業別売上高

事業	第106期（2021年３月期）		前期比増減率
	金額	構成比	
	百万円	%	%
肥料	28,454	80.3	△3.9
化学品	4,745	13.4	△12.6
不動産	545	1.5	△11.9
その他	3,000	8.5	△3.8
調整額（セグメント間取引）	△1,301	△3.7	―
合計	35,444	100.0	△5.6

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1,759百万円です。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、増資又は社債発行等による資金調達は行っておりません。なお、当連結会計年度における設備資金等及び運転資金等の必要資金は自己資金及び借入金により賄いました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区　　分	第103期 2018年３月期	第104期 2019年３月期	第105期 2020年３月期	第106期（当期） 2021年３月期
売　　上　　高	37,335	38,333	37,561	35,444
親会社株主に帰属する当期純利益	1,071	1,001	877	829
１株当たり当期純利益	106.30円	100.12円	90.28円	91.42円
総　　資　　産	43,974	43,357	41,410	40,528
純　　資　　産	22,183	22,502	22,364	22,303
１株当たり純資産額	2,199.55円	2,275.34円	2,333.76円	2,487.21円

2017年10月１日を効力発生日として普通株式５株につき１株の割合で株式併合を行っております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
大日本産肥株式会社	305	100	肥料の製造・販売
株式会社カタクラフーズ	200	100	食品・飼料・肥料の製造・販売
コープ商事物流株式会社	90	100	化学工業品の販売、保険代理店業、運送及び請負作業
株式会社アグリドック	60	100	肥料の製造・販売及び農産物の販売
コープエンジニアリング株式会社	50	100	プラント、機械、電気設備等の設計及び施工
コープ朝日興産株式会社	16	100	請負作業
宮古カルサイン株式会社	20	60	鉱物の焼成・販売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

【前中期経営計画の振り返り】

当社グループは、2018年度から2020年度までの３年間を対象とした中期経営計画を策定しておりました。しかし、主力の肥料事業における利益構造の変化、化学品事業及び海外事業における新型コロナウイルス感染症の流行による販売機会の喪失や事業進捗停滞の影響が懸念されたことから、2020年３月期時点で中期経営計画の方針・戦略に変更はないものの数値目標の達成は困難であると判断いたしました。

当社グループといたしましては、シェア拡大、価格競争力の強化、新たなビジネスフィールドの展開施策については、新中期経営計画においても引き続き最大化させていけるよう注力してまいります。

【新中期経営計画】

当社グループの主力である肥料事業を取り巻く環境は、世界的な人口増加や新興国の経済発展等を背景とした食料需要拡大からグローバルな肥料需要は拡大傾向にある一方、国内では、耕作放棄地の拡大、省力型肥料の普及、環境に配慮した施肥設計への変更等により肥料需要の減少に歯止めがかからない状況にあります。また、農地集約による大規模農家や農業法人の増加等の要因から、作業効率向上や高付加価値の農業資材の要求が高まる傾向が続いております。

更に、化学品事業及び海外事業においても、新型コロナウイルス感染症の流行による販売機会の喪失や事業進捗停滞の影響について注視していく必要があります。

当社グループは2021年度から2023年度までの３年間を対象とした新たな中期経営計画を策定いたしました。大きく変化する事業環境に柔軟に対応し、当社グループが「日本が誇る農業ソリューションカンパニー」へと成長するための事業基盤・収益基盤を固める３年間といたします。

（計数目標）

	2021年度	2022年度	2023年度
親会社株主に帰属する当期純利益	８５０百万円	９００百万円	1,１００百万円

なお、中期経営計画においては、不動産事業の渋谷駅前に有する賃貸物件の契約終了に伴う今後の運用方法及び新規投資について検討中であること、海外事業における中国の合弁会社での事業展開が、新型コロナウイルス感染症を背景とする事業進捗の遅れにより再

構築中であることから、この２つの事業案件の収益については織り込んでおりませんが、早期実現を目標に取り組んでまいります。

（資本政策の基本的な方針）

当社グループは、持続的な成長と企業価値の向上を図るため、資本効率の向上と財務健全性とのバランスを確保することを資本政策の基本方針といたします。

中期経営計画では不動産事業の渋谷駅前に有する賃貸物件、及び海外事業の中国の合弁会社での事業展開の収益を織り込まないため、具体的な数値目標は立てないものの、 株主資本当期純利益率（ＲＯＥ）を資本効率向上の重要な指標ととらえ、新規事業分野への投資、付加価値の高い製品の開発、効率的な生産・販売体制の構築を追求し、連結当期純利益の増大を図り、株主資本当期純利益率（ＲＯＥ）の向上を図ってまいります。

また、株主に対する利益還元を経営の重要政策と位置づけ、安定的かつ継続的に業績に見合った成果の配当を行うことを基本とし、引き続き配当性向50%を目標といたします。

（事業戦略）

[肥料事業]

① SDGｓへの取り組み

（持続可能な農業の実現に向けた当社製品と技術の展開）

・気象変動の大きい環境下でも安定した生産性を確保する新たな水稲施肥技術として取り組みを開始した、デモ用田植機の活用によるペースト肥料拡販プロジェクトの全国展開

・灌漑水と同時に施用でき、従来は困難だった田植後でも基肥としても利用できる流し込み液肥等、施肥労力を軽減する水稲の全量液肥栽培体系の展開

・肥料法改正を踏まえた新たな環境循環型農業への取り組みとして、堆肥を活用した地産地消型肥料の展開

② 工場特性に合わせた全国ベースでの既存品目の生産最適工場への集約・見直し

③ 管理業務集約による業務効率化と最適人員化

[化学品事業]

① 化粧品原料では、HALAL認証を活かした東南アジアへの化粧品原料の拡販、天然物由来の素材を醗酵させた高機能化粧品原料の開発・販売

② 無機素材では、独自機能性を活かした合成雲母のEU域内向け拡販、新規顧客のニーズに対応する製品の開発・販売

③ 化成品では、従来からの流通ノウハウや配送拠点を活かしたリン酸、硫酸等の新規顧客の開拓

［不動産事業］
① 現状の賃貸物件による安定的収益の確保
② 賃貸契約が終了した渋谷駅前に有する物件については、事業拡大を図るべく新規投資も含めた運用方法の検討

［その他事業］
① 新型コロナウイルス感染症を背景に進捗が遅れている、中国上海に設立した「片倉(上海）農業科技有限公司」の中国国内における微生物資材の製造・販売と土壌診断及び指導事業については、早期収益化に向けた取り組みを継続

今後とも、当社グループが将来にわたって社会からの信頼を高めるべく、企業の社会的責任を最重要視し、公明正大な事業活動を通して企業価値の向上及び持続的成長、株主利益の拡大を図っていく所存であります。
株主の皆様におかれましては、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

事　　業	主　要　な　営　業　品　目
肥　　料	化成肥料、被覆肥料、配合肥料、成型配合肥料、農薬入り肥料、 ペースト肥料、液体肥料、単体肥料、土づくり肥料、 微生物資材、育苗培土、けい酸質肥料　等
化　学　品	工業用・食添用リン酸、飼料用リン酸カルシウム、硫酸、 液化アンモニア、アンモニア水、肥料用リン酸液、 化粧品原料、化粧品凍結乾燥品、合成雲母、飼料原料　等
不　動　産	不動産賃貸　等
そ　の　他	分析受託（土壌・堆肥・肥料分析、栽培試験等）、農産物、 農業資材、保険代理店業、運送業、プラント設計及び施工、 海外事業　等

(6) 主要な営業所及び工場（2021年３月31日現在）

① 当社

本　　社	東京都千代田区九段北一丁目８番１０号
支　　店	北海道（旭川市）、東北（塩釜市）、関越（袖ヶ浦市）、 名古屋（名古屋市）、関西（姫路市）、九州（大分県日出町） 以上６カ所
事　業　所	青森（八戸市）、秋田（秋田市）、宮城（塩釜市）、福島（田村市）、 茨城（筑西市）、千葉（袖ヶ浦市）、新潟（新潟市） 以上７カ所
営　業　所	青森（青森市）、甲信（笛吹市）、静岡（静岡市）、 南近畿（紀の川市）、四国（高知市）　以上５カ所
研　究　所	筑波総合研究所（土浦市）
分析センター	つくば分析センター（土浦市）
工　　場	旭川（旭川市）、八戸（八戸市）、宮古（宮古市）、塩釜（塩釜市）、 秋田（秋田市）、大越（田村市）、新潟（新潟市）、 新潟ファクトリー（新潟市）、新潟化成品センター（新潟市）、 新潟飼料センター（新潟市）、つくば（筑西市）、 岩瀬（桜川市）、つくばファクトリー（土浦市）、 千葉（袖ヶ浦市）、名古屋（名古屋市）、 姫路（姫路市）、日出（大分県日出町）　以上17カ所

② 重要な子会社

大日本産肥株式会社

本　　社	福岡県北九州市門司区大字門司２７３２番地の４
工　　場	門司　(北九州市)、山川　(みやま市)

株式会社カタクラフーズ

本　社　・　工　場	北海道稚内市はまなす四丁目９番１２号

コープ商事物流株式会社

本　　社	新潟県新潟市北区太郎代１４４８番地３

株式会社アグリドック

本　　社	茨城県土浦市中都町一丁目５５０８番地

コープエンジニアリング株式会社

本　　社	新潟県新潟市北区太郎代１４４８番地３

コープ朝日興産株式会社

本　　社	秋田県秋田市茨島三丁目１番６号

宮古カルサイン株式会社

本　社　・　工　場	岩手県宮古市小山田一丁目７番地

(7) 使用人の状況（2021年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
831名	９名減

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
622名	２名増	46.5歳	20.2年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2021年３月31日現在）

借入先	借入額
農林中央金庫	2,635百万円
株式会社みずほ銀行	1,625百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,140百万円

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2021年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　30,000,000株
② 発行済株式の総数　10,161,686株（自己株式1,164,361 株を含む）
③ 株主数　5,814名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
全国農業協同組合連合会	2,122	23.59
丸紅株式会社	2,033	22.60
農林中央金庫	345	3.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	318	3.54
ラサ工業株式会社	275	3.06
株式会社みずほ銀行	210	2.34
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	149	1.66
共栄火災海上保険株式会社	124	1.38
片倉コープアグリ従業員持株会	119	1.33
大久保敬一	90	1.00

（注）１．持株比率は、自己株式（1,164,361株）を控除して計算しております。
２．当社は、自己株式1,164,361株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
なお、自己株式には、「株式給付信託（BBT）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が所有する当社株式49,700株を含んでおりません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
小林武雄	代表取締役 取締役社長	
塚田悟	代表取締役 専務執行役員	総務本部・海外事業部・東北支店・関越支店管掌
大澤昌弘	取締役 執行役員	生産技術本部・筑波総合研究所・つくば分析センター管掌
一條龍男	取締役 執行役員	肥料本部長
杉本真	取締役 執行役員	業務システム室管掌・財経本部長
冨田健司	取締役	全国農業協同組合連合会　耕種資材部長
二井英一	取締役	丸紅株式会社　執行役員アグリ事業本部副本部長
佐野公哉	取締役	片倉工業株式会社　取締役会長
水島啓介	取締役	中央化成品株式会社　取締役会長
大平卓治	常勤監査役	
清水達也	常勤監査役	
井上英則	監査役	丸紅株式会社　食料・アグリ・化学品グループ管理部部長代理兼生活産業グループ管理部部長代理兼営業経理部部長代理
宮西信	監査役	

（注）１．取締役冨田健司、二井英一、佐野公哉及び水島啓介の４氏は、社外取締役であります。
２．監査役井上英則及び宮西　信の両氏は、社外監査役であります。
３．監査役清水達也氏は、みずほ銀行及び当社内の財務・経理部門の業務経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。
４．取締役佐野公哉及び水島啓介の両氏並びに監査役宮西　信氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
５．2020年6月26日開催の第105期定時株主総会において、小林武雄、杉本　真の両氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
６．2020年6月26日開催の第105期定時株主総会において、清水達也氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
７．当該事業年度中に辞任した監査役は次のとおりであります。

氏名	辞任時の担当及び重要な兼職の状況	辞任年月日
濱　健一	常勤監査役	2020年６月26日
永島　聡	監査役、全国農業協同組合連合会　耕種総合対策部長	2020年７月28日

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について、その職務の遂行につき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項各号に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社（または子会社）に属する取締役、監査役及び管理職従業員であります。なお、当該契約の保険料については、当社が負担をしておりますが、そのうち、株主代表訴訟担保特約保険料（保険料全体の8.7%）については、常勤の取締役及び監査役が負担をしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

a、当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

区分	員数（人）	報酬等の種類別の総額（百万円）				報酬等の総額（百万円）
		金銭報酬		株式報酬		
		固定報酬	業績連動報酬	株式給付信託（BBT）		
				在任給付時	退任給付時	
取締役 {うち社外取締役}	11 （4）	109 (5)	－ （－）	6 （－）	－ （－）	115 (5)
監査役 {うち社外監査役}	5 （2）	35 (2)	－ （－）	- （－）	－ （－）	35 (2)
合計 {うち社外役員}	16 （6）	144 (7)	－ （－）	6 （－）	－ （－）	151 (7)

（注）１．取締役の報酬等には、使用人兼務取締役使用人分給与は含まれておりません。
２．株式給付信託（BBT）の額は、当期において付与されたまたは付与が見込まれた株式交付ポイント数に基づき、日本基準により当期に費用計上した額です。
３．取締役及び執行役員（社外取締役を除く）に対しては、第102期定時株主総会（2017年６月28日開催）において決議された株式報酬制度（「株式給付信託（BBT）」）を導入しております。

第102期定時株主総会終了後、社外取締役を除く員数は、8名であります。
4．取締役の報酬限度額は、2015年６月26日開催の第100期定時株主総会において月額16百万円以内（ただし、使用人給付は含まない。）と決議いただいております。第100期定時株主総会終了後の取締役の員数は７名（そのうち社外取締役2名）であります。
5．監査役の報酬限度額は、2015年６月26日開催の第100期定時株主総会において月額５百万円以内と決議いただいております。第100期定時株主総会終了後の監査役の員数は４名であります。
6．上記報酬額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。
7．６の役員退職慰労引当金には、株式報酬制度により計上した当事業年度における役員株式給付費用（6百万円）が含まれております。
8．当事業年度末現在の人員は、取締役９名（うち社外取締役４名）、監査役４名（うち社外監査役２名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、取締役については、上記には2020年６月26日開催の第105期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名を含んでおり、無報酬の社外取締役１名を除いているためであります。また、監査役については、上記には2020年６月26日開催の第105期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名を含んでおり、2020年７月28日に辞任した無報酬の社外監査役１名を除いております。

b．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ．基本方針

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項として、下記の内容を取締役会で決定しております。

当社の取締役の報酬等は、2015年６月26日開催の第100期定時株主総会の決議により月額報酬限度額を16百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない、定時株主総会終了後の取締役の員数は7名である。）とする。また、取締役（社外取締役を除く）には、原則として、退任時に、退任慰労金を支給することとし、その決定について株主総会に諮ることとする。当社の取締役の報酬の決定にあたり、取締役会の諮問機関として設置した社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会にて、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において、近年の役位別報酬金額の実績及び企業業績を参考に、取締役の報酬を審議することとする。同委員会の勧告・提言を基に取締役会において取締役の報酬を決定する。

なお、取締役（社外取締役は除く）には、2017年６月28日開催の第102期定時株主総会における決議により、上記のいずれの枠とは別に、株式報酬を支給することとし、年内の株式報酬の限度額は35百万円である。また、本総会終了後の取締役の員数は12名である。これに伴い役員退職慰労金制度を変更し、取締役に給付されることとなる株式報酬の経済価値を勘案の上、取締役退任時に支給する退任慰労金の金額を減額した。

ロ．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等与える時期又は条件に決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬と退任時の退任慰労金とする。基本報酬は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮し、かつ退任慰労金については、役員退任慰労金規程の定めに従い計算し、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ．業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社では、取締役への業績連動報酬等は、採用していない。

非金銭報酬等については、当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、2017年６月28日開催の第102期定時株主総会における承認可決により、2017年８月18日より中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））（以下、「本制度」という）を導入、本制度により、取締役には、固定報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と見込み等を総合的に考慮して決定したポイントを付与し、退任時、それまで付与された確定ポイントに応じた数の当社株式の給付を受けるものとする。年内のポイント数の上限額は、87,500ポイントである。

なお、本制度による株式報酬は、株主総会において解任の決議をされた場合は、給付を受ける権利を取得できないものとする。

ニ．金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬等については、固定報酬及び退任慰労金の金銭報酬と、非金銭報酬等からなり、このうち社外取締役への報酬等については固定報酬のみとする。退任慰労金については、役員退任慰労金規程に計算式を定め、退任慰労金の一部として構成し、職位と勤務年限によって計算される基本退任慰労金については、その3分の2相当額を金銭にて、残りを非金銭報酬として株式給付することとする。

ホ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については、指名・報酬委員会にて、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において、近年の役位別報酬金額の実績及び企業業績を参考に、取締役の報酬を審議し、指名・報酬委員会の勧告・提言を基に、取締役会が決定しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

⑤　社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先と当社との関係

・取締役冨田健司氏は、当社の特定関係事業者である全国農業協同組合連合会の耕種資材部長を兼務しております。当社は同会の関連会社であり、かつ同会とは定常的な取引があります。

・取締役二井英一氏は、丸紅株式会社の執行役員アグリ事業本部副本部長を兼務しております。当社は同社の関連会社であり、かつ同社とは定常的な取引があります。

・取締役佐野公哉氏は、片倉工業株式会社の取締役会長を兼務しております。同社は当社と資本関係がありますが、同社の出資比率は１％未満であり、経営に影響を与えるものではありません。

・取締役水島啓介氏は、中央化成品株式会社の取締役会長を兼務しております。当社と同社とは取引関係はありません。

・監査役井上英則氏は、丸紅株式会社の食料・アグリ・化学品グループ管理部部長代理兼生活産業グループ管理部部長代理兼営業経理部部長代理を兼務しております。当社は同社の関連会社であり、かつ同社とは定常的な取引があります。

・監査役宮西　信氏と当社とは取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏　　名	地　　位	出席状況及び発言状況
冨田健司	取締役	取締役会11回開催のうち　10回に出席し、幅広い業界知識や見識、経験、専門的見地などから発言を行っております。当社の経営の重要事項の決定及び業務執行を行う上で、助言や参考意見を活かしております。
二井英一	取締役	取締役会11回開催のうち　11回に出席し、幅広い業界知識や見識、経験、専門的見地などから発言を行っております。当社経営に資するところが大きく、農業化学品部門の豊富な情報と幅広い見識を活かした客観的な立場からの専門的な助言を頂いております。
佐野公哉	取締役	取締役会11回開催のうち　11回に出席し、幅広い業界知識や見識、経験、専門的見地などから発言を行っております。大会社の経営者としての立場から外部からの経営に対する監督機能など当社経営に多面的に助言をいただいております。
水島啓介	取締役	取締役会11回開催のうち　11回に出席し、幅広い業界知識や見識、経験、専門的見地などから発言を行っております。化学品業界における業界情報や化学品メーカーとしての有用情報、参考意見などの助言を頂いております。
永島　聡	監査役	2020年7月28日に辞任するまでに開催された取締役会2回開催のうち2回に、また監査役会4回開催のうち4回に出席し、幅広い業界知識や見識、経験、専門的見地などから発言を行っております。
井上英則	監査役	取締役会11回開催のうち11回に、また監査役会12回開催のうち12回に出席し、幅広い業界知識や見識、経験、専門的見地などから発言を行っております。
宮西　信	監査役	取締役会11回開催のうち11回に、また監査役会12回開催のうち12回に出席し、幅広い業界知識や見識、経験、専門的見地などから発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称　海南監査法人

2020年６月26日開催の第105期定時株主総会において、新たに海南監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人でありました監査法人大手門会計事務所は退任いたしました。

② 報酬等の額

	報酬等の額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しています。
3．当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である予備調査業務の報酬として１百万円を支払っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

また、会計監査人が監査業務を適切に遂行できないと判断される時、その他その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任とする議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを請求いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及び子会社からなる企業集団(以下当社グループという)の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、社会的責任及び企業理念を果たすため、コンプライアンス委員会を設け、コンプライアンス体制にかかる規程を整備し、研修等を通じ取締役及び使用人に対し、コン

プライアンスの徹底を図ります。さらに、コンプライアンス上の問題を発見した場合に社内担当者又は顧問弁護士への報告・相談・通報体制として内部通報制度を設け、問題の未然防止と早期発見・解決に努めます。

ロ．当社は、業務実施部署から独立した社長直轄の組織として監査室を設け、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の内容について、本社・各支店・工場、グループ会社の内部監査を行っております。監査は事業所毎・グループ会社毎に年1回以上実施し、その結果を代表取締役及び監査役会に報告します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他情報を、取締役会規程、文書管理規程等の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行います。また、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧、謄写できるものとしております。

③ 当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社は、コンプライアンス、情報システム、安全・環境、災害、品質、信用等に係るリスクについては、各部署の長をリスク管理責任者として、当該部署におけるリスク管理を適切に行います。また、リスク管理責任者は、リスク発生が差し迫っていると認知した場合及び具体的リスクが発生した場合は、所管本部長及びコンプライアンス委員会に報告するとともに、損失の回避、極小化のための措置を講じることにしております。

ロ．子会社に関するリスクについては、当社の取締役、監査役及び使用人を子会社の役員として派遣させることにより、取締役会等の会議への出席を通じて情報の収集・管理を行います。

④ 当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役への業務委嘱、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等においてそれぞれの権限及び責任を明確化し、適正かつ効率的に職務執行される体制の構築に努めます。また、取締役会において執行役員の選任と業務委嘱を決定し、権限と責任を明確にし、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図ります。

ロ．当社は、取締役で構成する取締役会を原則として毎月１回開催し、法令及び定款、取締役会規程に定められた事項、その他経営に関する最高方針及び全社的重要事項の審議、決定を行います。また、取締役の業務執行の状況を監督するとともに取締役から月次の業績等、職務執行の状況の報告を受けるものとします。

ハ．当社は、常勤取締役及び常勤監査役、必要に応じて陪席する執行役員で構成する経営会議を原則として毎月２回開催し、経営に関わる基本方針及び全社的重要事項の審議、決定を行います。

ニ．当社は、予算管理規程等に基づき中期事業計画並びに単年度予算を策定し、経営方針を明確な計数目標として明示することにより、経営効率の向上を図ります。また、執行役員制度の導入により、取締役会の監督機能強化と意思決定の迅速化を行い、効率的な経営と競争力の向上を図ります。

ホ．子会社においては、子会社の取締役会等にて経営効率の最適化をはかるとともに全体会議、予算ヒアリング等を通じて、連携を図っております。

⑤　当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社は、グループ会社全てに適用する行動指針として、グループ・コンプライアンス・マニュアルを定め、グループ会社全体のコンプランス体制を構築し、グループ会社における業務の適正を確保しております。

ロ．経営管理については、「関係会社管理規程」に従い、管理担当部門は、各関連部署と連携し、担当するグループ会社の経営状況及び経営計数の把握に努め、適宜経営指導を行う等の管轄管理を行うほか、必要に応じ当社の取締役、監査役及び使用人をグループ会社の取締役又は監査役として派遣し、適切な監督・監査を行っております。

ハ．グループ会社においては「関係会社管理規程」に従い、連結子会社は、毎月１回決算・経営状況等を当社に報告し、非連結子会社は３ヶ月毎に決算・経営状況等を当社に報告する体制をとっております。また、監査役は、関係会社監査役と緊密な連携を保ち、効果的な監査を行います。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人として、「監査役室」を置き、監査役会の事前の同意を得たうえで必要な人員の配置を行っております。

⑦　監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社においては、当該使用人の業務は、監査役の指示事項を優先させるものとし、人事異動、人事考課に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする等、当該使用人の取締役からの独立性確保に配慮しております。

⑧　当社並びに子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

ロ．当社は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるとき、又は法令及び定款に違反するおそれがあるときは、取締役及び使用人が、監査役に報告を行い、子会社において

は、子会社の取締役、監査役及び使用人は、管理担当部門への報告と合わせて監査役に報告を行います。

ハ．当社は、報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人等に対して周知徹底します。

ニ．監査役は、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて説明を求めます。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．当社は、監査役が監査役監査基準に準拠し監査の円滑なる運営を図るため、適切な対応を行います。

ロ．監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。

⑩　監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第３８８条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

⑪　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制システムを整備、運用し、それを評価する体制を構築しております。

⑫　反社会的勢力排除に向けた体制の整備

イ．当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、一切の関係を持たず、不当な要求を受けた場合には、これに屈することなく毅然とした態度で対応することを当社グループの行動基準(グループ・コンプライアンス・マニュアル)に定め、全役職員に周知徹底しております。

ロ．反社会的勢力に対しては総務人事部を対応部署とし、警察当局、顧問弁護士など外部の専門機関との連携を緊密にし、各種研修活動への参加を通じて情報収集を行い、不当要求に対し、適切に対処できる体制の整備、運用を図ります。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下の通りであります。

①　当社グループにおけるコンプライアンス体制

当社は、2017年3月に「グループ・コンプライアンス・マニュアル」を改定し、当社グループ会社の全ての役職員に対し、法令遵守事項、問題発生時の対応、内部通報制度、情報管理、反社会的勢力の排除等の周知を図っております。また、内部通報制度により、相談・通報体制を設けており、当社グループ各社もこの相談・通報体制を利用することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

② 当社グループにおける業務の適正性

当社の内部監査部門である監査室は、内部監査計画に基づき本社・各支店、工場・グループ会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査役会に報告しております。

③ 取締役の職務の執行

当事業年度においては、取締役会を11回開催しております。なお、取締役会の開催のほかに、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を１回行っております。法令及び当社定款に定められた事項、その他経営に関する最高方針及び全社的重要事項について審議し議決しております。

④ 監査役の職務の執行

当事業年度においては、監査役会を12回開催し、監査方針及び監査計画を協議決定し、監査結果を報告しております。

また、監査役は取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われていることを確認することで監査業務の有効性の確保に努めております。

（備考） 本事業報告に記載の金額及び株式数は、別段の記載がある場合を除き、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**22,350**	**流動負債**	**14,378**
現金及び預金	2,808	支払手形及び買掛金	5,149
受取手形及び売掛金	9,445	短期借入金	6,575
有価証券	1	リース債務	145
商品及び製品	5,382	未払法人税等	83
仕掛品	670	賞与引当金	349
原材料及び貯蔵品	3,818	その他	2,074
未収還付法人税等	14		
その他	211	**固定負債**	**3,846**
貸倒引当金	△3	長期借入金	200
		リース債務	394
固定資産	**18,177**	役員退職慰労引当金	221
有形固定資産	16,156	退職給付に係る負債	2,680
建物及び構築物	6,167	その他	349
機械装置及び運搬具	2,334		
土地	6,991	**負債合計**	**18,225**
リース資産	492	**(純資産の部)**	
その他	170	**株主資本**	**22,321**
無形固定資産	99	資本金	4,214
投資その他の資産	1,921	資本剰余金	9,907
投資有価証券	884	利益剰余金	9,625
繰延税金資産	816	自己株式	△1,426
その他	239	**その他の包括利益累計額**	**△66**
貸倒引当金	△20	その他有価証券評価差額金	135
		為替換算調整勘定	△8
		退職給付に係る調整累計額	△194
		非支配株主持分	**48**
		純資産合計	**22,303**
資産合計	**40,528**	**負債純資産合計**	**40,528**

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**35,444**
売上原価		28,676
売上総利益		**6,768**
販売費及び一般管理費		5,525
営業利益		**1,242**
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	14	
受取保険金	81	
その他	93	190
営業外費用		
支払利息	37	
持分法による投資損失	25	
災害による損失	84	
その他	23	171
経常利益		**1,260**
特別利益		
投資有価証券売却益	20	
その他	1	21
特別損失		
固定資産除売却損	92	
減損損失	11	
環境対策費	45	
その他	1	150
税金等調整前当期純利益		**1,131**
法人税、住民税及び事業税	167	
法人税等調整額	134	301
当期純利益		**829**
非支配株主に帰属する当期純利益		**0**
親会社株主に帰属する当期純利益		**829**

連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,214	9,905	9,275	△721	22,674
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△479		△479
親会社株主に帰属する当期純利益			829		829
自己株式の取得				△733	△733
自己株式の処分		1		29	31
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	1	349	△704	△353
当期末残高	4,214	9,907	9,625	△1,426	22,321

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	45	5	△8	△400	△358	48	22,364
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△479
親会社株主に帰属する当期純利益							829
自己株式の取得							△733
自己株式の処分							31
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	90	△5	0	206	291	0	292
連結会計年度中の変動額合計	90	△5	0	206	291	0	△60
当期末残高	135	－	△8	△194	△66	48	22,303

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**21,299**	**流動負債**	**13,769**
現金及び預金	2,363	買掛金	4,775
受取手形	118	短期借入金	6,580
売掛金	8,800	リース債務	54
有価証券	1	未払金	1,056
商品及び製品	5,145	未払費用	123
仕掛品	661	未払法人税等	74
原材料及び貯蔵品	3,210	前受金	25
前渡金	1	預り金	158
前払費用	142	賞与引当金	250
未収還付法人税等	10	その他	671
その他	868		
貸倒引当金	△25	**固定負債**	**3,064**
		長期借入金	200
		リース債務	114
固定資産	**17,389**	役員退職慰労引当金	199
有形固定資産	14,978	退職給付引当金	2,201
建物	4,700	長期預り保証金	166
構築物	1,198	長期預り敷金	182
機械及び装置	2,222		
車両運搬具	0	**負債合計**	**16,834**
工具、器具及び備品	138	**(純資産の部)**	
土地	6,564	**株主資本**	**21,718**
リース資産	153	**資本金**	**4,214**
無形固定資産	93	**資本剰余金**	**9,907**
投資その他の資産	2,317	資本準備金	3,737
投資有価証券	631	その他資本剰余金	6,169
関係会社株式	979	**利益剰余金**	**9,023**
出資金	2	利益準備金	290
長期前払費用	13	その他利益剰余金	8,732
繰延税金資産	496	圧縮記帳積立金	200
その他	213	別途積立金	5,163
貸倒引当金	△20	繰越利益剰余金	3,368
		自己株式	**△1,426**
		評価・換算差額等	**135**
		その他有価証券評価差額金	135
		純資産合計	**21,854**
資産合計	**38,688**	**負債純資産合計**	**38,688**

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**32,377**
売上原価		25,928
売上総利益		**6,448**
販売費及び一般管理費		5,234
営業利益		**1,214**
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	59	
受取保険金	81	
その他	94	241
営業外費用		
支払利息	36	
災害による損失	84	
その他	31	152
経常利益		**1,303**
特別利益		
投資有価証券売却益	20	
その他	0	20
特別損失		
固定資産除売却損	104	
減損損失	11	
環境対策費	46	
その他	1	164
税引前当期純利益		**1,159**
法人税、住民税及び事業税	146	
法人税等調整額	140	287
当期純利益		**872**

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	4,214	3,737	6,168	9,905	290	208	5,163	2,968	8,630
事業年度中の変動額									
圧縮記帳積立金の取崩						△7		7	－
剰余金の配当								△479	△479
当期純利益								872	872
自己株式の取得									
自己株式の処分			1	1					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	1	1	－	△7	－	400	392
当期末残高	4,214	3,737	6,169	9,907	290	200	5,163	3,368	9,023

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△721	22,029	45	5	51	22,080
事業年度中の変動額						
圧縮記帳積立金の取崩		－				－
剰余金の配当		△479				△479
当期純利益		872				872
自己株式の取得	△733	△733				△733
自己株式の処分	29	31				31
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			90	△5	84	84
事業年度中の変動額合計	△704	△310	90	△5	84	△225
当期末残高	△1,426	21,718	135	－	135	21,854

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

片倉コープアグリ株式会社
　取締役会　御中

海　南　監　査　法　人
東京都渋谷区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　溝口　俊一　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　仁戸田　学　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、片倉コープアグリ株式会社の2020年４月1日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、片倉コープアグリ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

片倉コープアグリ株式会社
　取締役会　御中

海　南　監　査　法　人
東京都渋谷区

指定社員
業務執行社員　公認会計士　溝　口　　俊　一　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　仁　戸　田　　学　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、片倉コープアグリ株式会社の2020年４月1日から2021年３月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

片倉コープアグリ株式会社　監査役会

常勤監査役　大平卓治　㊞

常勤監査役　清水達也　㊞

社外監査役　井上英則　㊞

社外監査役　宮西　信　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

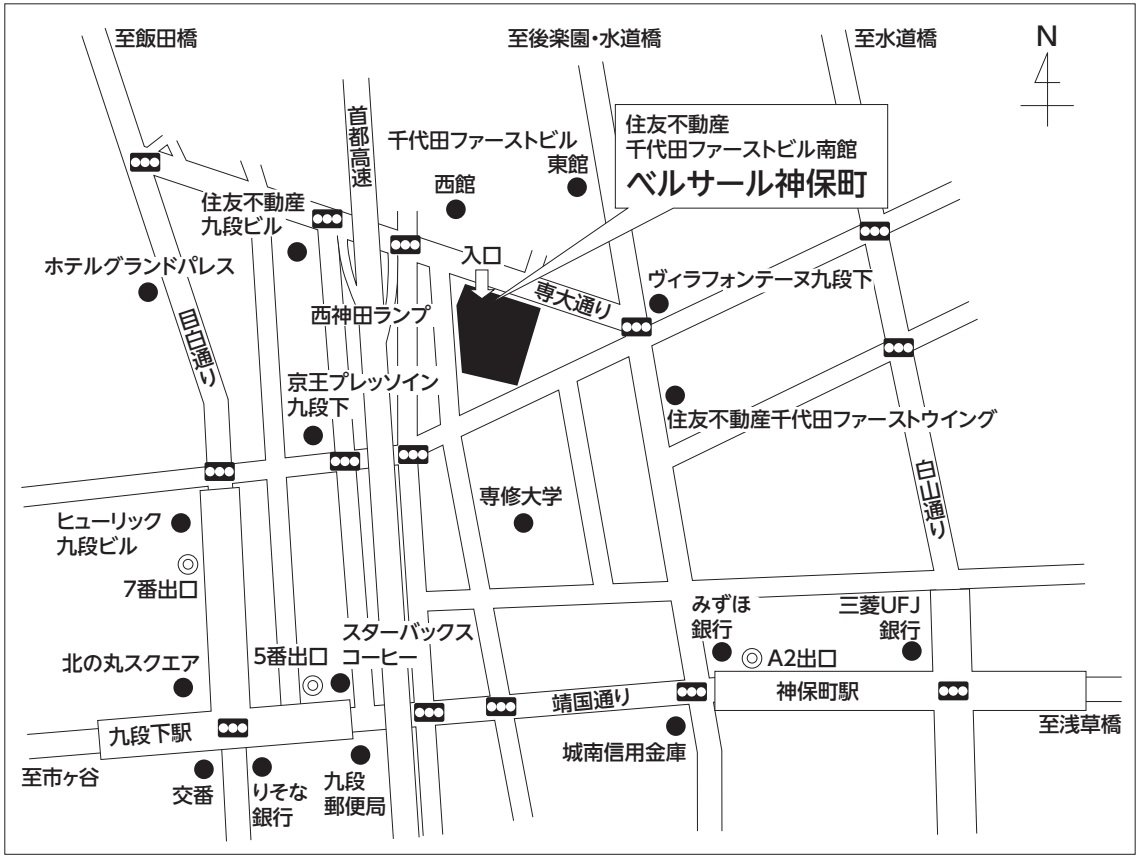

●会　　場
東京都千代田区西神田三丁目２番１号
住友不動産千代田ファーストビル南館
ベルサール神保町　３階会議室（専用エレベーターをご利用ください）
電話　０３－３２６３－９６２１
※　近隣の系列ビルとお間違えのないようご注意願います。

●会場には駐車場の用意がございませんので、ご了承ください。

●最寄り駅
◎九段下駅　東京メトロ東西線　７番出口より徒歩３分
　　東京メトロ半蔵門線／都営新宿線　５番出口より徒歩４分
◎神保町駅　東京メトロ半蔵門線／都営新宿線・三田線　Ａ２出口より徒歩５分